

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月29日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年4月13日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県長浜市西上坂町

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載していません。

2 事件名 市道側溝蓋の跳ね上がりによるごみ収集車両の損傷

3 事件の概要

平成27年3月4日午前9時40分頃、市道顔戸高溝線米原市高溝地先において、ゴミ収集作業のため上記相手方所有の車両が走行中、道路側溝の集水マスの鋼製蓋が跳ね上がり、当該車両を損傷させた。

4 損害賠償の額その他和解条項

(1) 損害賠償の額

金190,530円とする。

平成27年4月13日

米原市長 平尾道雄